



福岡県医第1324号（地）

平成21年10月19日

各医師会長 殿

福岡県医師会  
会長 横倉義武  
（公印省略）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月1日から平成23年3月31日まで適用される「出産育児一時金直接支払制度」に関しまして、今般、制度の実施に伴い、被保険者が直接支払制度を利用したにも関わらず、錯誤等の何らかの理由により、同一又は他の保険者に対し従来の方法により出産育児一時金等の支給申請を重複して行うことが起こり得るようになることから、このような事案を事前に防ぐため関係省令について所要の措置を講じることとし、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第142号）が本年9月30日に交付され、10月1日より施行された旨、日本医師会より別添のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了解下さいますようお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 松行眞門  
医療保険担当理事 毛利康茂  
医療保険副担当理事 島田昇二郎  
会長 丸山 泉

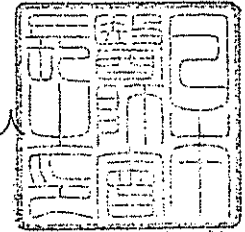
日医発第626号(保131)

平成21年10月8日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐澤祥人



### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

緊急の少子化対策の一環として、被保険者等の経済的負担を軽減するために出産育児一時金等の支給方法を見直し、直接支払制度を創設することとし、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産に対して適用されることは既にご案内のとおりであります。

今般、直接支払制度の実施に伴い、直接支払制度を利用したにもかかわらず、錯誤等の何らかの理由により、同一又は他の保険者に対し従来の方法により出産育児一時金等の支給申請を重複して行うことが起こり得るようになることから、このような事案を事前に防ぐため関係省令について所要の措置を講じることとし、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第142号)が本年9月30日に公布され、10月1日より施行されておりますのでご連絡申し上げます。

具体的には、健康保険法施行規則においては、出産育児一時金等の重複申請を防ぐため、申請書の添付書類として、同一の出産について重複申請をしていないことを示す書類を追加すること等の改正を行っております。申請書に添付すべき「重複申請をしていないことを示す書類」としては、一般的には、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱に定める医療機関等から交付される『代理契約に関する文書』及び『出産費用の領収・明細書』を合わせて添付するものであります。

なお、船員保険法施行規則については、健康保険法施行規則の改正に準じた改正を行うとともに、請求書の記載事項について、手続きの簡素化を図る観点からの見直しが行われております。

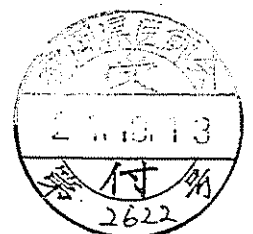
また、国民健康保険法施行規則においては、保険料を滞納している被保険者についても出産育児一時金の医療機関等への直接支払が確実に行われるようにするため、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金については、その支払の一時差止を行わないこととする改正を行っております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

#### <添付資料>

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

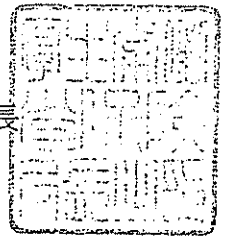
(平21.9.30 保発0930第5号 厚生労働省保険局長)



保発 0930 第5号  
平成21年9月30日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長



健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

標記について、別添のとおり、社会保険庁運営部長、地方厚生（支）局長、都道府県知事、全国健康保険協会理事長及び健康保険組合理事長あて通知したので、貴管下の医療機関等に対し周知方よろしくお取り計らい願いたい。

(別 添)

保 発 0 9 3 0 第 1 号  
平成 2 1 年 9 月 3 0 日

社会保険庁運営部長 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第142号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、10月1日より施行することとされている。

この省令改正は、10月1日から実施を予定している出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下単に「直接支払制度」という。）の実施等に伴い、関係省令について所要の措置を講じるものである。

改正の趣旨、具体的な内容は下記のとおりであるので、その運用にあたっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。なお、今回の取扱いについて、被保険者等に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

### 記

#### 第一 改正の趣旨

今般、緊急の少子化対策の一環として、被保険者等の経済的負担を軽減するために出産育児一時金等の支給方法を見直し、直接支払制度を創設することとしたところである。

これに伴い、直接支払制度を利用したにもかかわらず、錯誤等の何らかの理由により、同一又は他の保険者に対し従来の方法により出産育児一時金等の支給の申請を重複して行うことが起こり得るようになり、また、以前より、健康保険法（大正11年法律第70号）第106条等に基づく出産育児一時金等の重複申請の可能性も指摘されているため、これらの事案を事前に防ぐ措置を講じる必要がある。

また、国民健康保険においては、保険料を滞納している被保険者についても出産育児一時金の医療機関等への直接支払が確実に行われるようにするため、出産育児一時金については、その支払の一時差止を行わないこととする措置を講じる必要がある。

以上のことから、直接支払制度の運用開始等に伴い、本規則において健康保険法施行

規則（大正15年内務省令第36号）等について所要の規定の整備を行うものである。

## 第二 改正の具体的内容

### 1 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

出産育児一時金等の重複申請を防ぐため、申請書の添付書類として、同一の出産について重複申請をしていないことを示す書類を追加すること。

なお、申請書に添付すべき「重複申請をしていないことを示す書類」としては、一般的には、次の2種類の書類を合わせて添付することとする。

- ・「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529009号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下単に「実施要綱」という。）第2の2の（1）に定める医療機関等から交付される代理契約に関する文書（直接支払制度に係る医療機関との代理契約の締結の有無及び申請先となる保険者の名称を示すもの）
- ・実施要綱第2の2（2）②に定める医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書（上記の代理契約の締結の有無に基づいて、実際に出産費用の支払いに関する手続きが行われたことを示すもの）

また、被保険者等又はその被扶養者が海外で出産した場合には、直接支払制度を利用することは考えられないが、健康保険法第106条に関する出産育児一時金等の重複申請の可能性を排除できないため、下記の事項を記載した文書を添付することとする。

- ・申請先の保険者以外で申請することが可能な保険者（以下「他の保険者」という。）には申請していない旨
- ・他の保険者に申請していないことについて、申請先の保険者が当該保険者に確認することに同意する旨
- ・他の保険者の連絡先

### 2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条関係）

上記1の改正に準じた改正を行うこと。また、請求書の記載事項について、手続の簡素化を図る観点から見直しを行うこと。

### 3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正（改正省令第3条関係）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2第1項又は第2項に基づき保険者が行う保険給付の全部又は一部の差止めについては、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金以外の保険給付について行うものとする。

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長  
（公 印 省 略）

### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第142号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、10月1日より施行することとされている。

この省令改正は、10月1日から実施を予定している出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下単に「直接支払制度」という。）の実施等に伴い、関係省令について所要の措置を講じるものである。

改正の趣旨、具体的な内容は下記のとおりであるので、保険者の指導にあたっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

### 記

#### 第一 改正の趣旨

今般、緊急の少子化対策の一環として、被保険者等の経済的負担を軽減するために出産育児一時金等の支給方法を見直し、直接支払制度を創設することとしたところである。

これに伴い、直接支払制度を利用したにもかかわらず、錯誤等の何らかの理由により、同一又は他の保険者に対し従来の方法により出産育児一時金等の支給の申請を重複して行うことが起こり得るようになり、また、以前より、健康保険法（大正11年法律第70号）第106条等に基づく出産育児一時金等の重複申請の可能性も指摘されているため、これらの事案を事前に防ぐ措置を講じる必要がある。

また、国民健康保険においては、保険料を滞納している被保険者についても出産育児一時金の医療機関等への直接支払が確実に行われるようにするため、出産育児一時金については、その支払の一時差止を行わないこととする措置を講じる必要がある。

以上のことから、直接支払制度の運用開始等に伴い、本規則において健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）等について所要の規定の整備を行うものである。

#### 第二 改正の具体的内容

1 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

出産育児一時金等の重複申請を防ぐため、申請書の添付書類として、同一の出産について重複申請をしていないことを示す書類を追加すること。

なお、申請書に添付すべき「重複申請をしていないことを示す書類」としては、一般的には、次の2種類の書類を合わせて添付することとする。

- ・「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529009号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下単に「実施要綱」という。）第2の2の（1）に定める医療機関等から交付される代理契約に関する文書（直接支払制度に係る医療機関との代理契約の締結の有無及び申請先となる保険者の名称を示すもの）
- ・実施要綱第2の2（2）②に定める医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書（上記の代理契約の締結の有無に基づいて、実際に出産費用の支払いに関する手続きが行われたことを示すもの）

また、被保険者等又はその被扶養者が海外で出産した場合には、直接支払制度を利用することは考えられないが、健康保険法第106条に関する出産育児一時金等の重複申請の可能性を排除できないため、下記の事項を記載した文書を添付することとする。

- ・申請先の保険者以外で申請することが可能な保険者（以下「他の保険者」という。）には申請していない旨
- ・他の保険者に申請していないことについて、申請先の保険者が当該保険者に確認することに同意する旨
- ・他の保険者の連絡先

2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条関係）

上記1の改正に準じた改正を行うこと。また、請求書の記載事項について、手続の簡素化を図る観点から見直しを行うこと。

3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正（改正省令第3条関係）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2第1項又は第2項に基づき保険者が行う保険給付の全部又は一部の差止めについては、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金以外の保険給付について行うものとする。



保発 0930 第3号  
平成21年9月30日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第142号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、10月1日より施行することとされている。

この省令改正は、10月1日から実施を予定している出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下単に「直接支払制度」という。）の実施等に伴い、関係省令について所要の措置を講じるものである。

改正の趣旨、具体的な内容等は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴管内の保険者等に周知徹底を図られたい。

### 記

#### 第一 改正の趣旨

今般、緊急の少子化対策の一環として、被保険者等の経済的負担を軽減するために出産育児一時金等の支給方法を見直し、直接支払制度を創設することとしたところである。

これに伴い、直接支払制度を利用したにもかかわらず、錯誤等の何らかの理由により、同一又は他の保険者に対し従来の方法により出産育児一時金等の支給の申請を重複して行うことが起こり得るようになり、また、以前より、健康保険法（大正11年法律第70号）第106条等に基づく出産育児一時金等の重複申請の可能性も指摘されているため、これらの事案を事前に防ぐ措置を講じる必要がある。

また、国民健康保険においては、保険料を滞納している被保険者についても出産育児一時金の医療機関等への直接支払が確実に行われるようにするため、出産育児一時金については、その支払の一時差止を行わないこととする措置を講じる必要がある。

以上のことから、直接支払制度の運用開始等に伴い、本規則において健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）等について所要の規定の整備を行うものである。

#### 第二 改正の具体的内容

### 1 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

出産育児一時金等の重複申請を防ぐため、申請書の添付書類として、同一の出産について重複申請をしていないことを示す書類を追加すること。

なお、申請書に添付すべき「重複申請をしていないことを示す書類」としては、一般的には、次の2種類の書類を合わせて添付することとする。

- ・「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529009号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下単に「実施要綱」という。）第2の2の（1）に定める医療機関等から交付される代理契約に関する文書（直接支払制度に係る医療機関との代理契約の締結の有無及び申請先となる保険者の名称を示すもの）
- ・実施要綱第2の2（2）②に定める医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書（上記の代理契約の締結の有無に基づいて、実際に出産費用の支払いに関する手続きが行われたことを示すもの）

また、被保険者等又はその被扶養者が海外で出産した場合には、直接支払制度を利用することは考えられないが、健康保険法第106条に関する出産育児一時金等の重複申請の可能性を排除できないため、下記の事項を記載した文書を添付することとする。

- ・申請先の保険者以外で申請することが可能な保険者（以下「他の保険者」という。）には申請していない旨
- ・他の保険者に申請していないことについて、申請先の保険者が当該保険者に確認することに同意する旨
- ・他の保険者の連絡先

### 2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条関係）

上記1の改正に準じた改正を行うこと。また、請求書の記載事項について、手続の簡素化を図る観点から見直しを行うこと。

### 3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正（改正省令第3条関係）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2第1項又は第2項に基づき保険者が行う保険給付の全部又は一部の差止めについては、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金以外の保険給付について行うものとする。

## 第三 留意点

出産育児一時金の申請書の添付書類を規則等で規定している国民健康保険の保険者にあっては、第二の1に準じて、当該規則等の改正を行われたいこと。



保発 0930 第 4 号  
平成 21 年 9 月 30 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長

### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第142号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、10月1日より施行することとされている。

この省令改正は、10月1日から実施を予定している出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下単に「直接支払制度」という。）の実施等に伴い、関係省令について所要の措置を講じるものである。

改正の趣旨、具体的な内容は下記のとおりであるので、その運用にあたっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。なお、今回の取扱いについて、被保険者等に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

### 記

#### 第一 改正の趣旨

今般、緊急の少子化対策の一環として、被保険者等の経済的負担を軽減するために出産育児一時金等の支給方法を見直し、直接支払制度を創設することとしたところである。

これに伴い、直接支払制度を利用したにもかかわらず、錯誤等の何らかの理由により、同一又は他の保険者に対し従来の方法により出産育児一時金等の支給の申請を重複して行うことが起こり得るようになり、また、以前より、健康保険法（大正11年法律第70号）第106条等に関する出産育児一時金等の重複申請の可能性も指摘されているため、これらの事案を事前に防ぐ措置を講じる必要がある。

また、国民健康保険においては、保険料を滞納している被保険者についても出産育児一時金の医療機関等への直接支払が確実に行われるようにするため、出産育児一時金については、その支払の一時差止を行わないこととする措置を講じる必要がある。

以上のことから、直接支払制度の運用開始等に伴い、本改正省令において健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）等について所要の規定の整備を行うものである。

## 第二 改正の具体的内容

### 1 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

出産育児一時金等の重複申請を防ぐため、申請書の添付書類として、同一の出産について重複申請をしていないことを示す書類を追加すること。

なお、申請書に添付すべき「重複申請をしていないことを示す書類」としては、一般的には、次の2種類の書類を合わせて添付することとする。

- ・「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529009号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下単に「実施要綱」という。）第2の2の（1）に定める医療機関等から交付される代理契約に関する文書（直接支払制度に係る医療機関との代理契約の締結の有無及び申請先となる保険者の名称を示すもの）
- ・実施要綱第2の2（2）②に定める医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書（上記の代理契約の締結の有無に基づいて、実際に出産費用の支払に関する手続きが行われたことを示すもの）

また、被保険者等又はその被扶養者が海外で出産した場合には、直接支払制度を利用することは考えられないが、健康保険法第106条に関する出産育児一時金等の重複申請の可能性を排除できないため、下記の事項を記載した文書を添付することとする。

- ・申請先の保険者以外で申請することが可能な保険者（以下「他の保険者」という。）には申請していない旨
- ・他の保険者に申請していないことについて、申請先の保険者が当該保険者に確認することに同意する旨
- ・他の保険者の連絡先

### 2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条関係）

上記1の改正に準じた改正を行うこと。また、請求書の記載事項について、手続の簡素化を図る観点から見直しを行うこと。

### 3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正（改正省令第3条関係）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2第1項又は第2項に基づき保険者が行う保険給付の全部又は一部の差止めについては、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金以外の保険給付について行うものとする。



保発 0 9 3 0 第 4 号  
平成 2 1 年 9 月 3 0 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

### 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第142号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、10月1日より施行することとされている。

この省令改正は、10月1日から実施を予定している出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度（以下単に「直接支払制度」という。）の実施等に伴い、関係省令について所要の措置を講じるものである。

改正の趣旨、具体的な内容は下記のとおりであるので、その運用にあたっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。なお、今回の取扱いについて、被保険者等に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

### 記

#### 第一 改正の趣旨

今般、緊急の少子化対策の一環として、被保険者等の経済的負担を軽減するために出産育児一時金等の支給方法を見直し、直接支払制度を創設することとしたところである。

これに伴い、直接支払制度を利用したにもかかわらず、錯誤等の何らかの理由により、同一又は他の保険者に対し従来の方法により出産育児一時金等の支給の申請を重複して行うことが起こり得るようになり、また、以前より、健康保険法（大正11年法律第70号）第106条等に関する出産育児一時金等の重複申請の可能性も指摘されているため、これらの事案を事前に防ぐ措置を講じる必要がある。

また、国民健康保険においては、保険料を滞納している被保険者についても出産育児一時金の医療機関等への直接支払が確実に行われるようにするため、出産育児一時金については、その支払の一時差止を行わないこととする措置を講じる必要がある。

以上のことから、直接支払制度の運用開始等に伴い、本改正省令において健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）等について所要の規定の整備を行うものである。

## 第二 改正の具体的内容

### 1 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）

出産育児一時金等の重複申請を防ぐため、申請書の添付書類として、同一の出産について重複申請をしていないことを示す書類を追加すること。

なお、申請書に添付すべき「重複申請をしていないことを示す書類」としては、一般的には、次の2種類の書類を合わせて添付することとする。

- ・「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」（平成21年5月29日保発第0529009号）別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（以下単に「実施要綱」という。）第2の2の（1）に定める医療機関等から交付される代理契約に関する文書（直接支払制度に係る医療機関との代理契約の締結の有無及び申請先となる保険者の名称を示すもの）
- ・実施要綱第2の2（2）②に定める医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書（上記の代理契約の締結の有無に基づいて、実際に出産費用の支払に関する手続きが行われたことを示すもの）

また、被保険者等又はその被扶養者が海外で出産した場合には、直接支払制度を利用することは考えられないが、健康保険法第106条に関する出産育児一時金等の重複申請の可能性を排除できないため、下記の事項を記載した文書を添付することとする。

- ・申請先の保険者以外で申請することが可能な保険者（以下「他の保険者」という。）には申請していない旨
- ・他の保険者に申請していないことについて、申請先の保険者が当該保険者に確認することに同意する旨
- ・他の保険者の連絡先

### 2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条関係）

上記1の改正に準じた改正を行うこと。また、請求書の記載事項について、手続の簡素化を図る観点から見直しを行うこと。

### 3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正（改正省令第3条関係）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2第1項又は第2項に基づき保険者が行う保険給付の全部又は一部の差止めについては、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金以外の保険給付について行うものとする。

【御参考】

◎ 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）

抄

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現 行                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（出産育児一時金の支給の申請）<br/>第八十六条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類</p> <p>二 同一の出産について、法第百一条の規定による出産育児一時金（法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類</p> | <p>（出産育児一時金の支給の申請）<br/>第八十六条（略）</p> <p>2 前項の申請書には、医師若しくは助産師において出産の事実を証明する書類又は市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）における出生に関して戸籍に記載した事項若しくは出生の届出に係る届書に記載した事項を証明した書類を添付しなければならない。</p> |

3・4 (略)

(令第四十三條の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第百九條の二 令第四十三條の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同項第一号に規定する計算期間をいう。以下同じ。)において、基準日被保険者(同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。第百九條の十において同じ。)(又は基準日被扶養者(同項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。第百九條の十において同じ。))が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等(同項第五号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。))がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

| 一   | 第一欄 | 二                                                                      | 第二欄 |
|-----|-----|------------------------------------------------------------------------|-----|
| (略) | (略) | 船員保険の被保険者(国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。第百九條の四において同じ。))であつた期間 | (略) |
| 六   | (略) | 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間                                  | (略) |
| (略) | (略) | (略)                                                                    | (略) |

3・4 (略)

(令第四十三條の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第百九條の二 令第四十三條の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間(同項第一号に規定する計算期間をいう。以下同じ。)において、基準日被保険者(同項第一号に規定する基準日被保険者をいう。第百九條の十において同じ。)(又は基準日被扶養者(同項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。第百九條の十において同じ。))が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等(同項第五号に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。))がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。

| 一   | 第一欄 | 二                                                                                                      | 第二欄 |
|-----|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (略) | (略) | 船員保険の被保険者(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく共済組合の組合員を除く。第百九條の四において同じ。))であつた期間 | (略) |
| 六   | (略) | 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間                                                 | (略) |
| (略) | (略) | (略)                                                                                                    | (略) |

◎ 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号） 抄

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第四十七条ノ五 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ出産育児一時金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方社会保険事務局長等ニ提出スベシ</p> <p>一 被保険者証ノ記号番号</p> <p>二 分娩ノ年月日</p> <p>三 死産ナルトキハ其ノ旨</p> <p>② 前項ノ請求書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添附スベシ</p> <p>一 医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長（都ノ区ノ存スル区域及地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条ノ十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区長トス第八十二条ノ十五及第八十二条ノ十七ヲ除キ以下同ジ）ニ於テ出</p> | <p>第四十七条ノ五 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ出産育児一時金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方社会保険事務局長等ニ提出スベシ</p> <p>一 被保険者証ノ記号番号、氏名、生年月日及住所</p> <p>二 船舶所有者ノ氏名及住所</p> <p>三 分娩ノ年月日</p> <p>四 死産ナルトキハ其ノ旨</p> <p>五 被保険者タリシ者ニ在リテハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日（法第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日）前ニ於ケル法第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ其ノ日前一年間ニ於テ三月以上又ハ其ノ日前三年間ニ於テ一年以上アル場合ニ於テハ当該被保険者タリシ期間ニ係ル船舶所有者ノ氏名及住所並ニ当該被保険者タリシ期間ノ始期及終期</p> <p>② 前項ノ請求書ニハ医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長（都ノ区ノ存スル区域及地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条ノ十九第一項ノ指定都市ニ在リテハ区長トス第八十二条ノ十五及第八十二条ノ十七ヲ除キ以下同ジ）ニ於テ出生ニ関シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル書類ヲ添附スベシ</p> |

（傍線部分は改正部分）

生ニ関シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル書類

二 同一ノ分娩ニ付出産育児一時金（法、健康保険法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及私立学校教職員共済法ノ規定ニ依ル之ニ相当スル給付ヲ含ム）ノ支給ヲ別途申請セザリシコトヲ示ス書類

③・④（略）

第四十八条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ家族出産育児一時金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方社会保険事務局長等ニ提出スベシ

一 被保険者証ノ記号番号

二 分娩ノ年月日

三 死産ナルトキハ其ノ旨

② 前項ノ請求書ニハ次ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長ニ於テ出生ニ関シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル書類

二 同一ノ分娩ニ付家族出産育児一時金（法、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及私立学校教職員共済法ノ規定ニ依ル之ニ相当スル給付ヲ含ム）ノ支給ヲ別途申請セザリシコトヲ示ス書類

③・④（略）

③・④（略）

第四十八条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ家族出産育児一時金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ次ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ地方社会保険事務局長等ニ提出スベシ

一 被保険者証ノ記号番号、氏名、生年月日及住所

二 船舶所有者ノ氏名及住所

三 分娩ノ年月日

四 分娩シタル被扶養者ノ氏名及生年月日

② 前項ノ請求書ニハ医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長ニ於テ出生ニ関シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル書類ヲ添付スベシ

③・④（略）

◎ 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号） 抄

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案                                                                                                                                                                       | 現 行 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <p>附 則</p> <p>（保険給付の支払の差止めに関する経過措置）</p> <p>第十条 法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により保険者が行う保険給付の全部又は一部の支払の一時差止は、被保険者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金以外の保険給付について行うものとする。</p> |     |